

令和 2 年  
公告第 2 号

### 一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 2 年 1 月 7 日

北秋田市長 津谷 永光

#### 1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借番号 総賃第 1 号
- (2) 賃貸借名 デジタル印刷機賃貸借
- (3) 納入場所 北秋田市花園町 19 番 1 号 北秋田市役所
- (4) 主な仕様 デジタル印刷機 1 台 R2.3.1~R7.2.28 60 ヶ月【長期継続契約】

- 1. リソー リソグラフ S F 635 II 1 台（同等品可※要事前協議）
- 2. 納入設置料 1 式
- 3. 自動原稿送り装置 1 台
- 4. 自動原稿送り装置取付調整料 1 式
- 5. 架台 1 台

#### 【長期継続契約（5 年間）】

※ 本物品の詳細については、仕様書等により必ず自身で確認すること。

- (5) 賃貸借期間 令和 2 年 3 月 1 日～令和 7 年 2 月 28 日

#### 2 入札参加資格に関する要件

- (1) 令和元・2 年度（平成 31・32 年度）北秋田市物品調達入札参加資格者名簿に登載された者のうち「OA 機器・通信用機械器具類」に登録があり市内に本社、又は営業所を有する業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び北秋田市財務規則（平成 17 年規則第 38 号）第 102 条第 1 項の規定により本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 北秋田市建設工事入札制度実施要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

#### 3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、令和2年1月7日から令和2年1月14日まで（ただし、市役所開庁日に限る。）の午前9時から午後5時までに下記の書類を北秋田市財務部財政課に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、郵送又は電送による申請は受け付けない。また、提出書類の様式は、北秋田市ホームページから入手すること。

(1) 提出書類

ア 入札参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 別紙「デジタル印刷機賃貸借の賃貸方式について」（三者契約を希望する場合のみ）

(2) 入札参加資格を有すると確認された者には、令和2年1月16日までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、提出書類について虚偽の記載をしたときは入札に参加することができない。

5 入札に必要な書類を示す場所等

(1) この業務に係る設計図書の閲覧及び貸出しは、令和2年1月7日から令和2年1月21日まで（ただし、市役所開庁日に限る。）北秋田市役所本庁舎2階閲覧室において行う。なお、設計図書に対する質問があるときは、令和2年1月14日正午までに書面で北秋田市財務部財政課に提出しなければならない。また、質疑のない場合においてもその旨を書面にて入札時まで提出すること。

(2) 前号の質問については、令和2年1月16日までに書面で回答する。

6 現場説明の日時及び場所

実施しない

7 入札及び開札の日時及び場所

令和2年1月22日 午前10時

北秋田市交流センター 1階講堂（北秋田市材木町2-2）

8 入札方法等

(1) 郵送による入札は、認めない。

(2) 入札回数は、3回を限度とする。

(3) 入札に際しては、一般競争入札参加資格確認通知書を提示しなければ、入札に参加することができない。

(4) 入札時間に遅れたときは、入札に参加することができない。

(5) 本入札における入札書は別途指定する様式を使用し、以下の金額を記入すること。なお、①総費用額（60ヶ月）は、入札書に定める計算式により②賃貸借料金（月額）単価を用いて算定される額とする。

① 総費用額（60ヶ月）

② 賃貸借料金（月額）

## 9 落札者の決定方法

総費用額を入札価格とし、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最も低い者を落札者とする。ただし、契約金額は総費用額の算定に用いた賃貸借料金（月額）単価の額とする。

## 10 入札保証金

入札参加者は、その見積契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めなければならない。ただし、次に掲げる場合は入札保証金を免除する。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 11 契約保証金

契約者は請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- (1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 12 予定価格

事後公表とする。

## 13 入札の無効に関する事項

この公告において定める資格要件を満たさない者が行った入札、提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札並びに北秋田市財務規則第110条に該当する入札は、無効とする。

## 14 落札の無効に関する事項

落札の通知を発した日から7日以内に契約（議会の議決に付すべきものについては、仮契約）を締結しなかったときは、その落札の効力は無効とする。ただし、落札者が契約締結に応じられないやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

## 15 その他

前各項に定めるもののほか、北秋田市財務規則の定めるところによる。



別紙

デジタル印刷機賃貸借の賃貸方式について

北秋田市が行うデジタル印刷機賃貸借の賃貸借に係る入札に関し、弊社が契約する場合には、下記のとおり、三者契約をして、北秋田市に賃貸する方式を利用することを\_\_\_\_\_とともにここに誓約します。

記

北秋田市に賃貸する方式について

1 賃貸借契約の締結

賃貸借契約は、北秋田市と弊社と\_\_\_\_\_との三者間で締結します。

2 賃貸債務の履行

賃貸債務につきましては、弊社の責任において賃貸借契約を定めた条件で\_\_\_\_\_に履行させます。

3 賃貸料

(1) 賃貸価格

弊社が見積もりした賃貸料で\_\_\_\_\_から賃貸します。

(2) 賃貸料の請求

上記賃貸料を\_\_\_\_\_から請求します。

4 \_\_\_\_\_の債務不履行

\_\_\_\_\_が、正当な理由無く賃貸借契約に定められた債務を履行しない場合は、弊社が債務を履行します。

令和 年 月 日

北秋田市長 津谷永光 殿

( 弊 社 )

住 所 〒.....

(ふりがな)

商号又は名称 .....

(ふりがな)

氏 名 ..... (印)

(法人にあつては、代表者の職氏名)

( 第 三 者 )

住 所 〒.....

(ふりがな)

商号又は名称 .....

(ふりがな)

氏 名 ..... (印)

(法人にあつては、代表者の職氏名)